地域密着型通所介護に移行する通所介護事業所のみなさまへ

みなし指定の地域密着型通所介護事業所の運営規程等について

　通所介護事業所から地域密着型通所介護事業所への移行にあたり、市に対して特段の手続きは必要ありませんが、運営規程、重要事項説明書、契約書の整備として、「通所介護」の文言を「地域密着型通所介護」に変更する必要があります。４月１日付けで変更し、掲示も行ってください。

　運営規程の変更を行うことになりますが、この文言のみの変更の場合については、変更届の提出は不要です。また、平成28年３月31日以前に契約している利用者について、変更後の契約書で改めて契約を締結する必要はありません。重要事項説明書についても同様に改めて同意をとる必要はありません。平成28年４月１日以後に新たに契約する利用者について、変更後のものを使ってください。

　なお、運営規程の「従業者の職種、員数及び職務の内容」について、前回愛媛県に変更届を提出したときと異なっている（職員の人数等、兼務等に変更がある）場合は、４月10日までに今治市に変更届が必要です。変更届については、今治市高齢介護課ホームページ（３月15日サービス事業所変更届出書の添付書類について）に様式、添付書類等を掲載していますので確認してください。

今治市高齢介護課

介護保険係

0898-36-1526